

No	想定質問	回答	補足・注意
1	なぜ今まで源泉徴収されていたのに、急にされなくなるのですか？	コンサルティング業務は、源泉徴収有無の線引きがしにくい部分を含みます。税務調査等で指摘を受けるリスクを勘案したため、これまでは源泉徴収対象として経理処理しました。今回、これまで積み上げた取引実績をもとに、税務署相談したところ、当社のコンサルティング業務は源泉徴収の必須対象ではないことが判明しましたので、取扱い方針を改めることといたしました。	源泉徴収対象の業務委託契約については、引き続き、源泉徴収を実施いたしますので、そこは変わりありません。
2	すべての案件で源泉徴収がなくなるという理解で合っていますか？	いいえ。業務委託内容を勘案して、源泉徴収有無を判定させていただきます。案件参画時、契約締結時に、当社営業担当から説明する方針であります	
3	自分の案件が源泉徴収の対象かどうかは、どのタイミングで分かりますか？	案件へのエントリー確認時または参画前の段階で、源泉徴収の有無を明示します。参画後に突然変更されることはありません。	
4	源泉徴収がなくなると、手取りは増えますか？	いいえ。年間の報酬額に対して、所得税が確定されるため通期納付額に影響はございません。納税資金等につきましては、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。	源泉徴収は法人税の仮払という性格が強いものになります。毎月納めているので、確定申告時の納付額を抑える効果があります。
5	源泉徴収がなくなること、確定申告はどう変わりますか？	これまで源泉徴収されていた場合は、年末に源泉徴収票をもとに精算していましたが、今後は収入金額をもとにご自身で納税額を計算する形になります。申告方法自体は大きく変わりません。	
6	源泉徴収がない案件と、ある案件が混在することはありますか？	はい、混在することがあります。同じ個人事業主の方でも、案件ごとに源泉徴収の有無が異なるケースも想定されます。	
7	途中で案件の内容が変わった場合、源泉徴収の扱いも変わりますか？	はい。業務内容が変更となった場合、源泉徴収の要否が変わる可能性があります。例えば、委託業務の内容変更により、「ITコンサルティング」が「経営コンサルティング」になった場合、源泉徴収不要が源泉徴収対象に変更となります。委託業務の内容変更がある場合、個別に判断・相談させていただきます。	左記の質問主旨と異なりますが、源泉徴収が適用される場合、現行の税法上、支払金額が月100万円以下か、100万円を超えるかによって、適用される税率が異なります。適用税率の変更についてもご注意ください。
8	源泉徴収がある案件かどうかを、自分から確認することはできますか？	はい。 不明点がある場合は、担当営業へ事前にご確認ください。	
9	すでに参画中の案件も、年明け以降は源泉徴収なしに切り替わりますか？	年明け以降の稼働分については、原則として新方針に基づいて判断いたします。対象となるかどうかの判断は、当社営業担当から個別案内させていただきます。なお、年間納付額への影響はございません。	
10	支払調書がなくなった場合、INTLOOPから支払調書は発行されますか？	2023年度から、INTLOOPでは支払調書の発行を行っておりません。FOREST BaRから発行される「支払通知書」を代用願います。	
11	税務上の相談（納税額・節税など）には対応してもらえますか？	申し訳ありませんが、個別の税務相談には対応できません。詳細については、税理士や管轄の税務署へご相談ください。	
12	源泉徴収があるかどうかで、契約条件や単価は変わりますか？	源泉徴収の有無によって、契約内容や単価が自動的に変更されることはありません。	
13	今回の変更で、過去分の源泉徴収が遡って変わることはありますか？	ありません。 過去に源泉徴収した分については、従来どおりの扱いとなります。	
14	今後、源泉徴収のルールが再度変更される可能性はありますか？	法令改正や税務上の要請等があった場合は、変更となる可能性があります。その際は事前にご案内します。	